

## 学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関する規程

### (目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関する規程（以下「この規定」という）は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任期を定めて任用する教員の職種及び任期)

第2条 任期を定めて任用する教員は、特任助教とし、その任期は1年とする。ただし、任期の更新等については、学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程によるものとする。

### (同意)

第3条 任期を定めて任用する場合には、別紙様式により任用される者の同意を得なければならない。

### (業績審査)

第4条 この規程により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他、神戸薬科大学への貢献及び社会への貢献に関する事項

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が決定する。

### (規程の公表)

第6条 この規程を制定又は改廃したときは、本学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。

### (規程の改正)

第7条 この規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

### 附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

# 同意書

年 月 日

神戸薬科大学長 殿

氏名

印

私は、神戸薬科大学特任助教に就任するに際し、学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関する規程第2条に基づき、下記の任期により任用されるものであることに同意いたします。

私は、任用されたときには、神戸薬科大学教育職員であることを深く自覚し、教育及び研究支援を通じて、神戸薬科大学の発展のために尽くします。

記

年 月 日から 年 月 日まで

以上